

生成 AI 等の利活用ガイドライン

令和5年10月版

デジタル戦略課

改版履歷

版数	改版内容	更新日
1.00	新規作成	2023/10/10

目次

1	はじめに.....	3
2	対象とする生成 AI 等.....	3
3	ガイドライン策定の目的.....	3
4	対象者.....	4
5	生成 AI 等の利活用における基本的な考え方.....	4
6	運用方法.....	6
7	その他.....	7

1 はじめに

AI 技術は、現在急速に発展し、自動運転、画像認識、音声認識、自然言語処理等の多くの分野で利活用されるようになってきています。また、課題を多く抱える我が国においては、社会課題を解決し、持続可能な社会を構築するための鍵となる技術であると考えられています。

AI の利活用には様々な課題やリスクも存在しており、正確な答えを出せるものではないことを認識する必要があります。

しかし、住民に一番身近の基礎自治体である市町村が AI を利活用することは、社会課題の解決や業務の効率化など様々なメリットがあると考えられ、AI の積極的かつ適切な利活用が求められる社会は近く実現されると考えられています。

そこで、本ガイドラインは、AI を利活用するときに考慮すべきポイントや注意すべき事項、そして禁止事項について解説し、適切な AI の利活用につながる指針を示すものです。

2 対象とする生成 AI 等

本ガイドラインが対象とする生成 AI は、市が指定する API を用いたサービスとします。

ただし、生成 AI 等には、画像生成など様々な特徴を持ったものも存在するため、市が指定した生成 AI を用いたサービス以外を利用する場合は、職員はデジタル戦略課に利用申請を行い、その許可をもって利用できるものとし、併せてその生成 AI 等を本ガイドラインの対象とする。

3 ガイドライン策定の目的

本ガイドラインの目的は、AI 技術の高度化によって、人のように自然な対話形式で AI が答える生成 AI 等が普及してきたことから、先端技術を適正に

利活用することにより、内部事務をはじめとした業務の効率化を積極的に進めることとします。

また、利活用に当たっての考慮すべきポイントや注意すべき事項、そして禁止事項等を示すことで、生成 AI 等の適正かつ積極的な利活用を促すものです。

4 対象者

本ガイドラインが対象とする者は、市長部局の職員及び教育委員会に所属する職員、並びにその他各局に所属する職員（会計年度任用職員を含む。）とします。

ただし、上記の職員でも他自治体や各種機関に派遣されている職員は除き、派遣先の定めによることとします。

なお、上記以外のケースについては、市のセキュリティポリシーの考え方を踏まえて適切な対応を行うためデジタル戦略課に使用目的と用途、その手順等を事前に相談することとします。

5 生成 AI 等の利活用における基本的な考え方

生成 AI 等は、以下に掲げる業務において利活用するものとします。

(1) 使用範囲等

- ①内部事務及び事務事業の企画立案等の工程における補助的な手段
- ②行政サービスの案内等を行う際の補助的な手段
- ③住民にわかりやすい文章を作成する際の補助的な手段
- ④文章を要約、校正する際の補助的な手段
- ⑤業務の進め方のアドバイスや案出しの補助的な手段
- ⑥Excel の関数やマクロを作成する際にアドバイスを求める補助的な手段
- ⑦文章を翻訳する際の補助的な手段

なお、利活用の際は、下記に示す考慮すべきポイントや注意すべき事項に、十分配慮するものとし、禁止事項においては、厳守するものとします。

(2) 考慮すべきポイント

- ①社会的及び倫理的な観点からの配慮が必要であることを認識すること。
- ②利活用の目的を明確にし、その目的を達成するために使用することを心がけること。
- ③検索エンジンではないため、最新情報の検索などには適さないこと。
- ④数学的な計算等には適さないこと。

(3) 注意すべき事項

- ①個人情報等に対するリスクが生じないよう十分に注意すること。
※具体的には、生成 AI 等に入力するプロンプトに個人情報を入力しないこと。
- ②入力する事項が、市の未公表情報でないか十分な確認作業を行うこと。
※具体的には、上記と同様にプロンプトに未公表情報を入力しないこと。
- ③収集した情報が正しいものであるか、あるいは古いデータを基にした情報ではないか、十分な確認作業を行うこと。
- ④第三者が著作権を有しているデータ（他人が作成した文章等）を単に生成 AI 等に入力する行為やプロンプトエンジニアリングのために他者著作物を利活用することは、原則として著作権侵害に該当しない。しかし、生成された情報が既存の情報（著作物）と同一、類似している場合は、当該生成物の利活用が当該著作物の著作権侵害になる可能性がある。このため、生成された文章が他者の著作物と合致していないかといった点は、生成された内容が前述③と同様に十分な確認を行うこと。

(4) 禁止事項

個人情報、本市未公表情報、契約関係情報、訴訟・審査請求等に関する情報のほか、NDA（秘密保持契約）を締結した相手方の未公開情報等といった機密性の高い情報は入力しないこと。

6 運用方法

(1) 管理者及びアカウントの取得

市が指定する API を用いたサービスの管理者及びアカウントの取得は、デジタル戦略課とする。

なお、市が指定する API を用いたサービスでは生成することができないデータ等を生成するため、その他の生成 AI を利用する場合は、職員はデジタル戦略課に当該生成 AI 等の利用申請を行い、許可を得なければ利活用することができない。

(2) 個人情報及び未公表情報の入力

API を用いたサービスを利活用する場合は、規約によって入出力データを学習されないため、情報漏洩のリスクは無い。

しかし、この場合でも特定の個人及び団体の名称等は、A、B、Cなどと表現し、架空の名称で生成 AI の補助を受けるようにすること。

(3) 利活用内容の記録保存

生成 AI を利活用した場合は、何らかの証拠などとして必要になることも想定される。そのためデジタル戦略課は、市が指定する API を用いたサービスで生成されたデータを一定期間記録保存しなければならない。

また、職員の利用申請によって、利活用が許可された生成 AI 等によって生成されたデータは、所属長等が内容を確認し、デジタル戦略課が指定する一定期間にわたり当該職員が記録保存しなければならない。

(4) 適正な指導・監督

所属長は、職員が市が指定する API を用いたサービス以外の生成 AI を利活用する場合は、当該生成 AI 等を適正に利用しているか指導監督に努めること。

(5) プロンプトの効果的な使い方

生成 AI の利活用において、プロンプトと呼ばれる指示文を効果的に入力することで、生成 AI の機能を十分に発揮することができる。効果的なプロンプトの作成方法については、別紙「生成 AI の効果的な利用方法」を参照すること。

7 その他

本ガイドラインは、職員個人の利活用を制限するものではないが、私用に利活用するときであっても、本市職員であるという自覚を持ち、本ガイドラインで示している、「生成 AI 等の利活用における基本的な考え方」に十分配慮して利活用すること。